特定調達契約に係る苦情の処理手続のフロー図

※1. 工事並びに工事の設計及びコンサルティング業務に係る苦情申立ての場合は，50日以内

※2. 迅速処理の要請があり必要があると認められるときは，45日以内

※3. 迅速処理の要請があり必要があると認められるときで，工事，工事の設計及びコンサルティング業務並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係る役務の提供に係る苦情の申立ての場合は，25日以内